

【制度解説】

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

地方分権を進める中で、平成18年8月より、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、わかりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言されました。

この結果を踏まえ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」が国会に提出され、可決・成立し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました（平成19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。）。

また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年12月28日政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年2月5日総務省令第8号）などにより定められています。

2 健全化判断比率の公表等

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。また、公営企業の経営健全化に関する判断比率を「資金不足比率」として定めています。

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないとされています。なお、健全化判断比率や資金不足比率の各指標のうち、一つでも早期健全化基準や財政再生基準を超えた場合には、財政健全化計画（公営企業は経営健全化計画）や財政再生計画を策定しなければならないとされています。

3 令和3年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

及び早期健全化基準，財政再生基準，経営健全化基準 について

（1）健全化判断比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、市の一般会計等を対象とした実質収支額の赤字（＝実質赤字額）の有無と、その標準財政規模に対する割合を表すものです。令和3年度決算において実質赤字比率はなく（前年度もなし）、早期健全化基準の11.52%、財政再生基準の20.00%を下回っています。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市のすべての会計を対象とした実質収支額に係る赤字額又は資金不足額（＝連結実質赤字額）の標準財政規模に対する割合を表すものです。令和3年度決算において連結実質赤字比率はなく（前年度もなし）、早期健全化基準の16.52%、財政再生基準の30.00%を下回っています。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、市の一般会計等の元利償還金に、病院事業や水道事業、下水道事業などの特別会計や一部事務組合の元利償還金に充てたとされる一般会計の負担額など、実質的に公債費とみなされるもの(=準元利償還金)を加えた金額の標準財政規模に対する割合です。大崎市の比率は、6.9%（前年度6.9%，±0ポイント）で、早期健全化基準の25.0%，財政再生基準の35.0%を下回っています。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、土地開発公社及び第三セクター等の負債に係る経費や市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。将来負担すべき額としては、一般会計等の地方債現在高、PFI事業や土地改良事業に係る補助金等の債務負担行為額、特別会計や一部事務組合の元金償還金に充てる一般会計等の負担見込額、退職手当の支給予定額などがあります。大崎市の比率は、56.6%（前年度51.6%，5.0ポイント増）で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

各比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政健全化計画」を策定しなければならないこととされています。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、国が強く関与し、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

それぞれの比率のうち、一つでも財政再生基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政再生団体」と判定され、「財政再生計画」を策定しなければならないこととされています。また、財政再生団体となった場合には、財政再生計画について総務大臣の同意を得ない限り、ほとんどの地方債発行が制限されます。

（２）資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足（赤字）額のその公営企業の事業規模に対する割合で、公営企業会計ごとに算定されます。大崎市では、対象となる水道、下水道、病院、宅地造成、工業団地造成のすべての会計で資金不足比率はなく（前年度も全ての会計でなし）、経営健全化基準の20.00%を下回っています。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

それぞれの公営企業において経営健全化基準以上になった場合には、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならないこととされています。